

# 片親家庭手当の創設

(フランス)

フランスでは、1976年7月9日、家族の社会的保護に対する各種の施策を採用または補強するための法令が制定された。新しい施策の一つとして、“片親家庭手当”と称する家族給付が創設された。これは全く新しいタイプの給付として注目されている。というのは、この手当は児童のために必要とされる養育費の単なる“補償”ではなく、まさに賃金そのものに代るものを見出しているからである。

- ・片親家庭手当の定義——フランスに居住しており、1人以上の子どもに対して単独の責任を負う、無配偶のものは、収入のある仕事に従事しているか否かに関係なく、家族所得をうける権利がある。家族所得の額は子どもの数によって異なり、かつ政府が決める“家族手当算定基準額”的規定により定められる。

片親家庭手当の受給対象となるものは、家族所得と本人の総資力の差に等しい額の手当をうけられる。ここでいう資力とは、家族給付および社会的給付のことである。ただし、特別教育手当と補足手当、産前産後手当、入学児手当、疾病保険の現物給付、および死亡一時金は除かれる。

- ・片親の概念——次のものは片親とみなされる。寡婦、離夫、離婚したもの、別居しているもの、遺棄されたもの、または未婚のもので、フランスに居住している1人以上の子どもに対して単独の責任を負うもの、および妊娠の届出をして、法定の産前検診をうけている妊婦で、独立で生活しているもの。

- ・手当の支給期間——受給資格期間は末子が3歳に達するまでの期間とする。
- ・疾病・出産保険の適用——一般制度のもとでの疾病・出産保険に適用されていないもので、片親手当をうけられるものは、一般社会保険制度の疾病・出産

給付（現物給付）の強制適用をうけられる。拠出は家族給付制度が肩代りしておこなう。

- ・実施——この新しい給付は1976年10月1日より実施される。

International Social Security Review. No.3. 1976.

(都村敦子 社会保障研究所)

## 社会サービスにおける 組織ボランティアの実態

(イギリス)

英国ではAves Reportの発表(1969年)、ボランティアセンターの設置(1973年)、ボランティアビュローやボランティアオーガナイザーの急増等、ボランティアに関する最近の動きは活発を極めているが、それにも係わらず、ボランティア自体の様子を知る資料はほとんど皆無とされている。そこで、最近設置されたWolfenden委員会(今日のイギリスにおけるボランタリー組織の役割を調査中)は、昨秋実施されたNational Opinion Polls Ltdの全国調査にボランティア関係の質問項目を入れてもらった。その調査結果は今年の後半に委員会報告として公表される予定だが、ここでは、それに先立って、主な事実のみが要約されている。

社会福祉(social welfare)やケア(care)は、普通、私的市場(private market)のほかに、法令(the statutory)、任意制(the voluntary)および非公式(the informal)の3つの領域(sector)を通じて供給される。従来、社会サービスに関する議論は、statutory sectorに最も多く集中してきたが、ケアについてみると、家族はいうに及ばず、近隣とか友人といった、いわば非公式の活動によって支えられている部分がかなりの割合を占めているはずで

ある。事実、1967年に実施された Bradfold の調査結果からもこのことはいえるが、ここでは、あくまでも statutory と voluntary の組織に加わっているボランタリーワーカーの実態の一端にふれるに止める。

調査結果によると回答者(2,114)の16%は、調査前12カ月の間に voluntary 活動に参加し、そのうちの多くの者は組織で活動した。調査前1週間の活動時間は、平均6時間であったが、これらの結果を補外法を用いて全人口に適用してみると、毎年500万人の人間が組織ボランティアとして、また、300万人の人が、およそ1,800万時間毎週活動していることになる。この数字は、サンプルニラーを考慮したとしても、40万人のフル・タイムスタッフと同等の時間数になる。ところで、中央・地方政府は、社会サービスに200万人以上の人間を雇用しているのである。

しかし、調査結果をよくみると、ボランタリー活動全体の3分の2近くは、対人サービス(the personal social services)の領域に携さわっており、statutory sector でのサービスに雇用されている者は約20万人にすぎず、恐らく、有給ワーカーよりボランタリーの方が多いのではないかと思われる。勿論、以上の指摘は、質の問題にふれず量的規準によって単純化したにすぎないが、だからといって軽視されてよいものではない。

では、ボランティアの活動の種類はどんなものか。活動全体の半分以上は募金活動(fund raising)であり、残りは、訪問活動、輸送サービス等の世話をあたっていた。またボランティアの注意を引いた対象者の第1は老人(ボランタリーヘルプ全体の3分の1)、第2に、児童と少年(4分の1)、ついで身体障害者(6分の1)であり、ボランティアのうちほとんどの者は精神病者や精薄者を活動対象に選んではいなかった。

つぎに、だれがボランティアになっているのか、といった問題にふれる。一般的には、無職で育児から解放された中流階層の婦人がボランタリー活動の中心にいるという仮説があるが、この仮説はいくつかの点で成立しなかった。調査の結果、ボランタリー活動に参加したと答えた者は、婦人より男性に多かっ

たし、無職の婦人より有職婦人の方が割合は高かった。また年齢をみても、明確ではないが、むしろ55才以上の方は少ないように思われる。ただし、調査前の1週間に10時間以上活動した人についてみると、それは無職で高齢婦人という特徴を見い出すことができる。ボランティア活動参加者のうち、最も顕著な差異を示したのは社会階層差である。すなわち、調査前の1年間に活動したと答えた者は、上流の中クラス(upper middle class)の30%に比べて非熟練および公的年金生活者はわずか9%にすぎなかったからである。

以上の結果、ボランタリー活動は、基本的には、中産階級の人々が自分達に係わる範囲で組織化し、直接援助を行っていたといえよう。それは、結局は、裕福な者がより裕福でない者を援助しているのである。しかし、将来について考えると、社会階層を超えたところでボランタリー組織が注意を払わなければならぬケースがある。それは、ハンディキャップをもった児童に対する組織の問題である。現在、このような組織は、statutory サービスとは異なった支持を提供し、組織のメンバーはほとんど児童の両親である。ここには、愛他的熱望(altruistic aspiration)を組織的に表現しようとする全ての人々にとってのモラルがあるといえるからである。

Stephen Hatch and Ian Mocroft (Hatch is Senior Research Officer, and Mocroft Research Assistant for the Wolfenden Committee),  
Findings Voluntary Workers, New Society, 7. April 1977.

(萩原清子 長野大学)